

# まちづくり機器貸出要綱

## (目的)

第1条 本事業は、町内会、地域まちづくり協議会、NPOやボランティア団体などの市民活動団体、社会教育関係団体、福祉関係団体などの各種団体等を対象に、まちづくり機器(以下「機器」という)を貸渡すことにより、世代間や地域間での交流を促進し、コミュニティの振興を図ることを目的とする。

## (貸出機器と利用料金)

第2条 貸出対象の機器の種類、台数、利用料金、企画、付属品、サイズについては別紙「まちづくり機器貸し出しパンフレット」のとおりとする。

## (保管場所)

第3条 保有する機器は、草津市立市民総合交流センター別棟倉庫で保管し、貸渡しする。

## (貸出団体)

第4条 貸出は、次のいずれかに該当する団体・個人で、草津市内で開催される営利目的でない催しでの利用に対し、貸し出しを行うものとする。

- ①まちづくり協議会、町内会（老人会、子ども会などを含む）
- ②NPO法人、ボランティア団体、社会教育団体、福祉団体、市民活動団体、スポーツ文化団体、青年会議所などの営利目的でない団体、政治や宗教上の活動を主たる目的としない団体
- ③その他第1条に掲げる各種団体

## (申請受付開始日)

第5条 申請は、市民総合交流センター(キラリエ草津)5階の公益財団法人草津市コミュニティ事業団窓口にて機器を利用する日の2カ月前の同日から申請できるものとする。なお、利用日が日曜・月曜祝日になる場合は、その前の土曜日から起算して2カ月前から申請できることとする。また、2カ月前の同日が窓口の休日(土日祝日、年末年始の休館日)の場合は、その翌日から申請を受け付ける。

## (申請受付時間)

第6条 機器貸出の申請時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 機器利用日の2カ月前の午前9時の時点で複数の団体が申請し、利用を希望する機器が重なった場合は調整を行う。以降は、先着順の受付となる。

## (申請の方法)

第7条 申請は、草津市立市民総合交流センター(5階)公益財団法人草津市コミュニティ事業団窓口で、利用する団体の代表者(または、それに代わる者)(以下「申請者」という)が、まちづくり機器利用申込書(以下「申込書」という)に必要事項を記入し、利用料金を添えて提出することで申請完了となる。

2 電話・FAX・メールでの申し込みおよび仮押さえは受け付けない。

3 申請者は、申込書の控えを受取り保管する。

## (貸出料金)

第8条 利用料金は、1回の利用ごとに機器の機種ごとに設定した費用を支払うものとする。

## (機器の貸出と返却の日時)

第9条 機器の引き渡しは、利用日の前日(休日の場合はその前日)、返却は、利用日の翌日(休日

の場合はその翌日)の4日間を基準とする。ただし、特別な理由があり、引き渡しまたは返却日を変更したい場合は、窓口にその旨を申し出て了承された場合変更をすることができる。

- 2 引き渡しと、返却の日時は、「まちづくり機器貸し出しパンフレット」に記載した指定時間より選択し、申込時に希望時間を選択・指定する。

(貸出の方法)

第10条 貸出の承諾を受けた申請者またはそれに代わる者は、申込書に記載された期日に草津市立市民総合交流センター別棟倉庫で貸出を受けるものとする。

- 2 機器の搬出入は、機器の台数にあった人数と運搬車を確保し、利用者でおこなうものとする。

- 3 貸出の承諾を受けた者は、機器の取り扱い、清掃方法等の説明を受け、事故なきように努めること。説明を受けた者と使用者が異なる場合は、必ず使用者に伝えるものとする。

(機器管理上の注意)

第11条 承諾を受けた機器に関して、目的以外の使用は認めない。また、権利を他団体・他人に譲渡・貸与することは認めない。

- 2 機器および付属品を損傷・破損または紛失した場合は、原形に復するか、弁償の対象となる。

- 3 使用した機器や付属品は必ず清掃して返却のこと。未清掃の場合は、返却時に清掃するか、再度持ち帰って清掃してから返却するものとする。

(貸出の取り消し)

第12条 承諾の条件に違反したとき、虚偽や不正手段によって承諾を得た場合は、貸出の取り消し、使用停止もしくは制限することがある。

(利用日の変更)

第13条 利用日の変更は、次の①、②の要件をいずれも満たす場合について振替可能とする。それ以外の場合は、キャンセルの扱いとする。

①機器の受け取り予定の前日までに申し出る。(電話可)

②振替希望日に希望機器が空いている。

(キャンセル)

第14条 利用日の5日前までにキャンセルの連絡を受け付けた時(電話可)、利用料の半額を還付する。4日前からのキャンセルについては、還付はできない。

- 2 利用日に特別警報・気象警報の発令、突発的な事故や災害により公的機関からイベント等の自粛要請があった場合は、機器が未使用であるときのみ利用料の全額を返金する。

- 3 上記に該当しない場合であっても、それに準じた状況にあると認めた場合は、全額返金の対象として扱うこととする。

(キャンセルの手続き)

第15条 還付の承諾を受けた申請者は、申し込みの申請を行った窓口に申込書控えを持参し、「まちづくり機器利用料還付申請書」に記入し手続きを行う。

(障害の補償等)

第16条 機器の使用時、申請者もしくは使用者が被った障害や損害に対する賠償責任は申請団体で責任を負うものとする。また、第三者に対する賠償責任についても同様とする。

付 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。